



# 岩見沢交通だより

NO.5

令和8年2月16日  
岩見沢警察署  
企画・規制係

令和8年4月1日から

## 自転車の交通違反も青切符の対象に

### 取り締まりの対象年齢は16歳以上

自転車の交通違反を認めた場合、基本的には指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質危険な違反行為は、検挙の対象となります。

### 青切符により検挙される違反例

一時不停止

5,000円

制動装置  
(ブレーキ)不良  
5,000円

携帯電話使用等  
(保持)

12,000円

遮断踏切立入り

7,000円

違反の種類

反則金額

信号無視

6,000円

無灯火

5,000円

並進

3,000円

右側通行

6,000円

重大な違反（酒酔い運転・酒気帯び運転等）をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続で検挙されます。

また、14歳以上の者が、信号無視等の違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、公安委員会により自転車運転者講習の受講が命じられます。

詳しくは警察庁の「自転車ポータルサイト」をご覧ください。

